

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (下)

白石 烈

「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会(上)」(『書陵部紀要』七二号、二〇二〇年)では、宮内省による旧藩事蹟取調事業の展開過程と、宮内省と史談会の関係性について分析した。これに続く本稿(下)では、宮内省に提出された旧藩事蹟取調書類の全体像を確定させる。

六 特命四家の編纂物提出

まず、特命四家(第一グループ)について確認していく。もともと、特命四家の提出物については寺尾美保によっておおむね明らかにされているが、⁽¹⁾その後も不正確な理解をしている論考も散見される。⁽²⁾よって本章では宮内省史料や大名華族側史料から、編纂物提出最終段階の経緯を確認することにする。

編纂期間の延長を繰り返した特命四家であるが、さすがに十二年も経過すると、宮内省も編纂完了を迫るようになっていた。明治三十三年(一九〇〇)七月二十七日、宮内大臣田中光頭は特命四家に対して四回目の三ヶ年延長を許可したが、結果的にこれが最後の延長となる。しかも延長許可時に、

田中宮内大臣は「期間中、草稿ノ俣」でも良いので「一先ッ」提出するよう指令しており、⁽³⁾事業終了への意図を明確に示し始めていた。さらに残り期間が約二年となった翌年四月二十二日、旧藩事蹟取調主任足立正声は内事課長齋藤桃太郎等に対して、特命四家の家令を宮内省に呼び出し、宮内大臣よりこの期間内に事蹟取調書類を提出するよう「親敷御諭達」すべきと提案している。⁽⁴⁾同時期に宮内省は旧藩事蹟取調事業の八回目の延長を不許可にしているが、これと連動した判断であろう。約三週間後の五月十三日午前十一時、特命四家の家令は大臣官房に呼び出され、宮内大臣から期限内に「必ス書類ヲ呈出スベキコト」⁽⁵⁾と警告を受けている。いよいよ明治三十六年六月が最終期限であることが明示されたといえよう。

これらの状況下、特命四家は編纂事業の終局に向けて動き出す。最初に編纂物を提出したのは水戸徳川家で、明治三十六年五月二十日、侯爵徳川圀順名義で宮内大臣に「水戸藩史料」上編三五冊を提出した。⁽⁶⁾

この動きを受けた六月二十三日、毛利家では島津家と次のような交渉をしている。

一、本日島津公爵家ヨリ宮内省江差出ス書類之件ニ就キ中原二対談、当

(中原邦平)

家ニテモ一部分、即官武間周旋記ヲ差出(未定稿) スコト、セシニ就き、
鳥津家ニ於テモ其一部分ヲ差出スコト、ナレリ、水戸家ハ本月中ニ全部
差出す都合、土佐山内家ハ如何ナルカ、

又、中原手許ヨリ家扶兼常へ、此度宮内省へ差出官武間周旋始末進達書
草稿ヲ差出す、家扶ヨリ答ニ、家政協議人ニ示シテ本書ヲ認ムルコトニ
決セリ、⁽⁷⁾

先行して提出した水戸徳川家が六月中に全て提出する予定との情報を得た
鳥津家が、毛利家に相談を持ちかけたようだ。その結果、毛利家は未定稿の
ままではあるが「官武間周旋始末」を宮内省に提出する方針であると回答し
ている。鳥津家もそれに同調して「一部分」であっても提出することに決定
している。先に「水戸藩史料」上編を提出していた水戸徳川家は、この六月
に「水戸藩史料」下編、九月三十日に「水戸藩史料」別記と三段階に分け、
「水戸藩史料」全八七冊の提出を終えている。⁽⁸⁾

結局、毛利家は鳥津家に回答した通り、六月三十日に中原邦平が宮内省に
赴いて「官武間周旋始末二十七冊」を提出した。⁽⁹⁾

鳥津家と山内家とともに提出日不明であるが、鳥津家から「薩藩史料」一
〇冊、山内家から「土佐藩政録」六冊、「東征記」三冊、「北征記」一冊が提
出されている。これら四家提出の編纂物は明治天皇の「御覽済」となった後、
十一月十日に内事課から図書寮に回付されたことからも分かるように、天覧
に供されている。

ただし、提出物の内容については不十分なものであったと指摘できる。そも
そも、先の鳥津家と毛利家との相談のなかで、両家とも提出は「一部分」で
も可としている。これは提出物の収録期間を確認すると一目瞭然で、鳥津家

の「薩藩史料」⁽¹¹⁾は、おおむね鳥津斉彬の死去(安政五年(一八五八))で終
わっている。毛利家の「官武間周旋始末」は安政五年八月のいわゆる戊午の
密勅から始まり、文久三年(一八六三)正月で記述を終えている。宮内省の
特命が嘉永六年(一八五三)から明治四年(一八七一)までの編纂であった
ことを考えると、どちらも作業未了のままであったといえる。

鳥津家と毛利家の双方が「一部分」であると認識しつつも提出することで
合意していることから考えて、「薩藩史料」も「官武間周旋始末」も、宮内
省への提出物として予定通り完成したのではなく、複数ある編纂物のなか
から、形式的に編纂終了といえる代替物として選ばれたのではないかと思わ
れる。宮内省側も明治三十三年段階で草稿のままでも可としていたためか、
問題視することなく受領している。

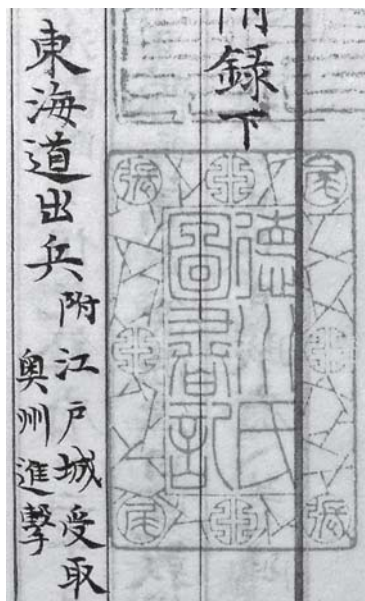
七 旧藩事蹟取調書類の全体像

現在、宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵される旧藩事蹟取調書類の全体像を
確認したい。特命四家(【第一グループ】)と【第二グループ】以下の提出書
類を一覧にしたのが【表① 旧藩事蹟取調書類目録】である。戦前の提出リ
ストを基に、現在書陵部図書寮文庫の函架番号が確認できたものを一覧にし
た。これに基づいて、各グループの提出書類について確認していこう。

(一) 提出した大名華族

まず、「朝敵藩」を含む【第二グループ】六家では、提出したのは広島・
越前・尾張の三家である。最も早く提出したのは尾張徳川家で、明治維新期

の藩主三代の事蹟をまとめた「三世紀事略」七冊である。他に「督府征長紀事」も提出予定とあるが確認できない。尾張徳川家がこれほど迅速に対応できたのは、提出命令が出た時点で、すでに編纂できていた史料を提出したからだと思われる。「三世紀事略」は明治七年六月に太政官歴史課に提出した藩主履歴書をその後改定したもので、各冊に押ししてある「尾張徳川氏図書記」の印は尾張徳川家の蔵書印である【図版①】。



その次が越前松平家で、約四ヶ月後に「昨夢記事」一五冊と「再夢記事」二冊を提出している。ただし、同家は原本の返却を希望していたので、後日宮内省から返却され、旧藩事蹟取調書類には該当する史料はない。

最後の広島浅野家は提出まで約一年かかっているので、「旧広島藩遺事」五冊は提出命令を受けてから浅野家で作成された可能性もある。同家では後に「芸藩志」が編纂されるが、それとの関係性については今後の課題である。

【第三グループ】六家のうち、提出は肥後藩細川家の「肥後藩国事史料」と「熊本藩国事史料」（合計三六冊）のみである。収録年代は嘉永六年から明治四年までと宮内省の命令通りだが、提出年月日は大正二年（一九一三）

七月十九日と、実に二十三年経過している。細川家は宮内省の意図に反して長期編纂作業を開始し、宮内省が旧藩事蹟取調事業を終了させた後も編纂を継続していたことになる。なお、現在明治維新史研究で多用される『改訂肥後藩国事史料』一〇冊は、大正二年完成の「肥後藩国事史料」を文字通り改訂し、昭和七年（一九三二）に完成したもので、載録史料数も格段に増加している。

【第四グループ】は一〇家から提出されている。ただし、幕末の老中安藤信正を輩出した磐城平藩安藤家は、旧家臣の手記のみを提出したためか、別途公文書簿冊に綴じ込まれており、狭義の旧藩事蹟取調書類には組み込まれていない。また、佐倉藩堀田家提出の「外国一件書類」等四一冊は、同家の希望により返却されたため、旧藩事蹟取調書類には存在しない。

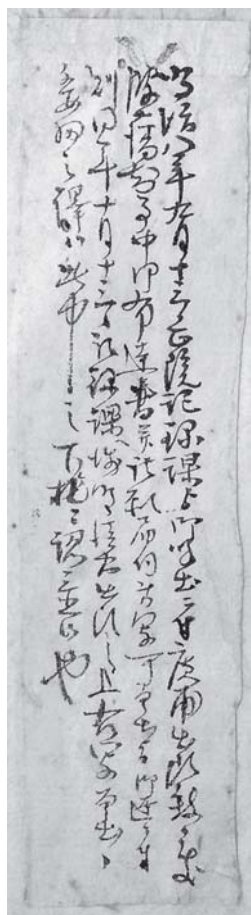
このグループで特徴的なのが加賀前田家である。同家の提出物が「旧金沢藩事蹟文書類纂」であることは知られていたが、それ以外にも「加賀藩北越軍事輯録」など五件の提出史料があったことが判明する【口絵A、B】。前田家も細川家のように長期間の編纂作業を行っているが、編纂が完了した分から段階的に明治三十四年・同三十六年・同三十九年・大正二年の四度にわたって提出している。また、収録年代は天保元年（一八三〇）から明治四年までと、宮内省の命令より広範囲になっているが、これは史談会の「近世歴史綱領」に規定された始期（孝明天皇誕生の天保二年）に準拠した結果で、加賀前田家が史談会の影響を受けながら編纂したことを示す事例でもある。

篠山藩青山家の提出書類「維新前後朝幕記録雑纂」は一〇〇冊を超える史料群である。「奥羽事件」「行政官達留」「巷説・風聞」など、内容分類されて当時の様々な史料が筆写されている。同家における編纂過程の実態はいか

なるものだったのだろうか。

その他、松前家の提出書類では、幕末の老中松前崇広の事蹟に触れない内容のものが提出されている⁽²¹⁾。松前崇広は慶応元年（一八六五）九月の兵庫先期開港をめぐる混乱から、朝廷から官位剥奪された経緯がある。これとの関係性が推測される⁽²²⁾。同じく幕末期に京都所司代や老中を務めた稲葉正邦が当主である淀藩稲葉家では、簡略な年譜程度の「旧淀藩国事関係書抜調記」一冊を提出している。同家の史料群についても、廃藩置県の際に紛失して現存しないと回答しているが、現在に伝わる淀稲葉家文書⁽²³⁾の存在を考慮すれば、積極的な史料提出を避けたと判断できよう。

弘前藩津軽家が提出した「弘前藩記事」⁽²⁴⁾全一六冊は、約六年間の編纂期間を経ている。ただし、明治元年・二年の戊辰戦争に関する記載は、すでに太政官修史局等に提出した記録と重複するので省略したとある。周知のことだが、明治初期から政府は修史事業のために大名華族等から複数回関係史料を提出させている⁽²⁵⁾。津軽家はこれらとの重複を避けて編纂したことを示している。既述した松前家の提出書類のうち、「明治二年 諸願伺届書」にも、明治八年十月十三日に政府の正院記録課に「御布達書并諸願届伺書写」を提出したことを示す記載がみられる【図版②】。



明治二十年代の大名華族の修史事業に対する対応を検討するには、明治初期からの動向を視野に入れる必要があるだろう。

【第五グループ】は提出ゼロである。

【第六グループ】は吉井藩（矢田藩）・尼ヶ崎藩・膳所藩からの提出が確認できる。そのうち膳所藩本多家については書類が後日返却されたのか所在が確認できない。

【第七グループ】は一宮藩・七戸藩・小見川藩・村岡藩・大野藩の五家だが、七戸藩の提出書類は返却されている。

【第八グループ】も提出ゼロである。

(二) 提出しなかった大名華族

【表②】 旧藩事蹟取調書類の未提出一覧【】は、旧藩事蹟取調書類を宮内省に提出しなかった大名華族の一覧である。先に紹介した【表①】と合わせた大名華族が、宮内省から命令を受けた大名華族の全家ということになる。

【表②】で確認していくと、旧藩事蹟取調書類を宮内省に提出しなかった大名華族が圧倒的に多い。その未提出の家でも、宮内大臣に宛てて該当書類が存在しないことを返答するなど、何らかの反応を示した家がある一方、宮内大臣宛の回答すら確認できない家も多いことがわかる。

そのうち、宮内大臣宛の回答内容から提出しなかった理由を確認してみる。まず、戊辰戦争で焼失したことを理由に挙げる奥羽越の旧藩（庄内藩。No. 12）・長岡藩（No. 44）・村上藩（No. 55）・新庄藩（No. 79）・本庄藩（No. 82）・天童藩（No. 102）・亀田藩（No. 104）や、西南戦争による焼失を理由にする人吉藩（No. 70）がある。藩主板倉勝静が幕府老中だった高梁藩（備中松山。No. 50）は、

板倉が戊辰戦争時に転戦して抵抗したため、藩が処分を受けた際に紛失したと回答している。

次に目立つのが版籍奉還や廃藩置県で、県庁等に書類を引き継いだため所蔵していないとするのが上田藩 (No. 49) ・上ノ山藩 (No. 110) ・松本藩 (No. 113) ・琉球藩 (No. 122) ・高槻藩 (No. 153) ・狭山藩 (No. 176) ・烏山藩 (No. 180) ・萩野山中藩 (No. 201) ・佐野藩 (No. 219)。同じ廃藩置県でも混乱による紛失としているのが、郡山藩 (No. 27) ・掛川藩 (No. 42) ・忍藩 (No. 53) ・龍岡藩 (No. 62) ・上総鶴舞藩 (No. 116) ・今治藩 (No. 125) ・庭瀬藩 (No. 132) ・舞鶴藩 (丹後田辺。No. 138) ・神戸藩 (No. 161) ・上総鶴牧藩 (No. 163) ・芝村藩 (No. 199) ・小幡藩 (No. 202) ・牛久藩 (No. 224) ・田原藩 (No. 237) ・七日市藩 (No. 259) と多い。

平時における火災を理由とするのが宇和島藩 (No. 8) ・柳河藩 (No. 23) ・鯖江藩 (No. 46) ・上野安中藩 (No. 66) ・清末藩 (No. 92) ・大多喜藩 (No. 100) ・丸亀藩 (No. 123) ・岩槻藩 (No. 133) ・高瀬藩 (熊本新田。No. 148) ・蓮池藩 (No. 154) ・日出藩 (No. 187) ・山上藩 (No. 193) ・小野藩 (No. 216) ・高知新田藩 (No. 220) ・山家藩 (No. 225) ・棚倉藩 (川越。No. 260) で、水害による消失が岡田藩 (No. 181) である。他に運搬船の遭難を理由に挙げるのが長島藩 (No. 166) と多度津藩 (No. 170) である。

他はおおむね宮内省命令の条件 (国事・時勢に関するもの。秘密に属するもの) に合致する書類はないと回答しているので、間接的に文書類を所蔵していることは認めていることになる。

その他、【表②】の回答内容欄に記載がない家は、宮内大臣宛の回答すら確認できない家である。

これら提出できなかった理由をすべて額面通り受け取ることは可能だろう

か。たとえば、明治五年の火災による消失を理由に挙げた宇和島藩だが、公益財団法人宇和島伊達文化保存会に現存する宇和島伊達家文書の存在から事実ではないことがわかる。また、東京大学史料編纂所所蔵の史談会本には部分的とはいえ「伊達宗城日記」の写本²⁶⁾が存在するなど、当時非常に貴重な史料が残され、旧藩事蹟取調所に提供されていたことが判明する。つまり、宇和島伊達家は宮内省に対しては書類が存在しないと回答しつつ、史談会の活動では自家の史料を提供していたことになる。

さらに、【表②】の「明治六年五月八日提出命令の家記」欄に注目してほしい。皇城炎上によって多数の所蔵史料を焼失した直後、政府は大政奉還から戊辰戦争 (東北戦争) までの記録提出を大名華族に命じるが、それに応じた藩と提出史料名の一覧である。現在東京大学史料編纂所に所蔵されているが、これからはほぼ全大名が提出していることが確認できる。つまり、戊辰戦争前後に限定されるとはいえ、廃藩置県後も自家の活動を記録した史料が大名華族家には残されていた証拠となる。この点を意識していたのが大垣藩 (No. 24) で、政府に既提出の史料以上のものではないとしているのである。

これらの状況から考えると、明治六年当初に戊辰戦争時の記録をこぞって提出した大名華族家が、明治二十年代になると史料提出に対してきわめて消極的な態度をとるようになっていたと指摘できる。

なお、理由の当否は措くとしても、廃藩置県が藩政史料に与えた影響は注目すべきであろう。すでに廃藩置県によって旧大名家から所蔵史料が散逸した事例は報告されているし、²⁷⁾なかには実際に県庁に引き継がれた藩政史料を、後年に旧藩士が回収した肥後藩細川家の事例も明らかになっている。²⁸⁾県庁史料と藩政史料の関係についても、今後分析対象にする必要があると思われる。

(三) 編纂したが提出しなかった大名華族

旧藩事蹟取調書類の提出が確認できない藩のなかでも、実は編纂物を作成していた家が確認できる。【第三グループ】の岡山藩池田家は宮内大臣宛の回答もないが、現在岡山大学附属図書館に所蔵される岡山池田家文庫の「修史草按」と「史料草按」(合計二九冊)は、編纂開始時期(明治二十四年)や収録年次(嘉永六年〜明治四年)から考えて、宮内省命令に対する編纂物である可能性が高い。完成時期が明治三十六年以降とされているので、宮内省が旧藩事蹟取調事業を終了した後⁽²⁹⁾に完成したと思われる。

福岡藩黒田家は、「綱領」(全二二冊)⁽³⁰⁾を編纂しているが、収録年次が天保元年から明治四年までなので、史談会の「近世史料綱領」に準拠して編纂したことがわかる。ただし、「綱領」が完成体なのか、さらに編纂物を作成する意図があったのか不明だが、宮内省には提出されていない。福岡藩黒田家側には最初に宮内省の命令を受領した際、家従が史談会の存在を合わせて次のように解釈したことを示す史料が残されている。

今般御達之御都合ハ 聖上ヨリ 先帝即孝明天王ノ御伝、併セテ其ノ際
之真正完全ノ歴史御編纂ノ 叡慮ヨリ起リ候御都合ノ由ニ付、其為メ史
談協会ノ名唱ニテ維新前後敵味方ノ旧藩と混同集会致シ、右御編纂ノ原
書類一切収集メ、協会衆議ノ上、大記録御編成ノ御美挙ヲ賛成シ奉ラン
トノコト、⁽³¹⁾

つまり、宮内省の命令は明治天皇の「真正完全ノ歴史」を編纂する意図のもとに伝達されたこと、史談会は明治維新の「敵味方ノ旧藩」が集会して「大記録」を編纂しようとする目的を持っていると解釈しているのである。

明治維新の対立を超えた歴史編纂を明治天皇の叡慮とする解釈を、大名華族家側で持つ者がいたことは注目すべき事例といえる。

ただし、その福岡藩内の対立こそが黒田家の維新史編纂を困難にさせたこと⁽³²⁾をふまえると、このような期待と宮内省に提出しなかったことの関係性の解明は重要になるだろう。⁽³³⁾

【第四グループ】の棚倉藩(阿部家)も宮内省に旧藩事蹟取調書類を提出していない。しかし、同家ではもともと近世以来の歴史を「温古録」(全四冊)として編纂していた。宮内省の命令を受けた阿部家は、この「温古録」シリーズに追加する形で、明治維新時の歴史を新たに「温古録」五〜十として編纂しようである。「温古録」五の冒頭には「天保二辛卯年ヨリ明治四辛未年ニ至ルマテ旧藩ニ於テ国事ニ軼掌セシ始末下調」⁽³⁴⁾とあるので、宮内省の命令に応じた編纂事業の成果物(草稿)であることは間違いない。全六冊の収録年次は天保二年二月から明治四年十二月までと、史談会の「近世史料綱領」に即した編纂になっている。宮内省に未提出となった理由は判然としないが、阿部家は明治二十八年頃から三十五年頃にかけて、史談会を通じて旧藩主阿部正外の官位復旧嘆願運動を行っていた。そのための典拠史料として「事蹟考草按」を編纂し、史談会に提出している。⁽³⁵⁾ 幕末の老中阿部正外は、松前藩主で老中松前崇広と同様、慶応元年九月の兵庫港先期開港をめぐって朝廷から官位を剥奪されていた。結果的に阿部家の嘆願は実現しないが、少なくとも阿部家は旧主復権のために史談会の活動に参加することに力点を置いていたとも考えられるだろう。

(四) 別ルートで提出した藩

最後に、宮内省の旧藩事蹟取調事業の一環としてではないが、宮内省に編纂物を提出した家に触れておく。

注目すべきは【第二グループ】の会津松平家である。本稿(上)でも述べたが、宮内省命令が下された明治二十二年七月、宮内大臣土方久元から別途「口達」にて、旧藩主松平容保が京都守護職在職中に孝明天皇から下賜された宸翰を宮内省に提出し、明治天皇の御覽に供するよう命じられていた。七月二十日、松平容保は宸翰を宮内大臣邸に持参し提出している。⁽³⁶⁾ 天覧に供された宸翰四件五通は明治天皇から謄写が命じられ、完了後に松平容保に返却された。⁽³⁷⁾ 写された孝明天皇宸翰は、前年六月十四日に鳥津家から提出された鳥津久光宛の孝明天皇宸翰写とともに、明治天皇御手許書類として管理されている。⁽³⁸⁾ 旧藩事蹟取調書類とは別の扱いだたことがわかる。そのため、宮内大臣の口達は旧藩事蹟取調事業とは別のものとして伝えられたと判断でき、換言すれば明治天皇の私的な側面が強い命令だったとも考えられる。

次に、【第四グループ】の津藩藤堂家も宮内大臣への回答が確認できない。しかし、宮内庁書陵部図書寮文庫には「旧津藩近世事蹟」(全九冊)が所蔵されている。第一冊の冒頭に「己亥三月」(明治三十二年三月)付で「本書ハ明治廿四年六月、宮内省ノ御沙汰書ニ基キ、旧津藩ニ於テ嘉永六年癸丑以來明治四年辛未七月ニ至ルノ際、国事ニ軼掌スル事蹟ヲ調査編集スルモノトス」⁽³⁹⁾と明記されているので、宮内省の命令によって編纂されたことは確実にある。明治三十二年三月が全体の完成月なのか、第一冊のみの完成時期なのか判断としないが、少なくとも旧藩事蹟取調事業が終了した明治三十四年十二月段階では旧藩事蹟取調書類のリスト中に確認できない。おそらく、旧藩事蹟取調書類とは把握されずに宮内省に伝来したものと考えられる。

松代藩真田家も宮内大臣宛の回答が確認できないが、明治二十六年十二月二十五日付で伯爵真田幸民が『松代藩勤王事略私記』二冊の献上を宮内大臣に願い出ている。これは認められ、一冊は明治天皇に献上され、一冊は図書寮備本とされている。⁽⁴⁰⁾ 同書は戊辰戦争における松代藩の功績を強調する目的で複数の旧松代藩士が編纂した可能性が高いことが指摘されている。⁽⁴¹⁾ 【第一グループ】の提出物以外で天覧に供されたものは確認できないことを考えると、結果的に旧藩事蹟取調書類の枠組みをはずれることによって、直接明治天皇との回路を確保したようにもみえる。

おわりに

大名華族から宮内省に提出された旧藩事蹟取調書類は、その後宮内省図書寮の整理基準によって分類されたため、史料群としてのまとまりは維持されていない。今回、宮内省公文書に残された整理前の目録との照合作業を行うことによって、宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵される旧藩事蹟取調書類の全体像を初めて確定することができた。

その結果、宮内省に提出された旧藩事蹟取調書類は決して多いとはいえない規模だったことが判明した。しかし、明治初年には各大名家が戊辰戦争時の記録を政府に提出していたことを考慮すると、二十年弱の間に大名華族側に何らかの意識変化があった可能性も想定できる。明治初年からの動向をも視野に入れた分析が課題になるだろう。

また、本稿(上)で明らかにしたように旧藩事蹟取調事業については宮内省よりも史談会の中心となった一部の大名華族の方が積極的であった。それ

に加えて、本稿(下)では宮内省に提出していなくても史談会に史料提供していた大名華族の例も確認できた。同時に、表向き何の反応も示していないようにみえながらも、内部では編纂物を作成していた例もあった。

これらは大名華族側が宮内省の提出命令や史談会の協力要請を独自に解釈し、自家にとつてより良い目的に読み替えて対応していたことを示唆しているように思われる。宮内省の旧藩事蹟取調事業が直接・間接に与えた影響について、今後は各地に残された大名華族家史料の中から旧藩事蹟取調関係のものを調査し、相互に比較する作業を蓄積することが必要になってくるだろう。

註

- (1) 寺尾美保「明治期島津家における家史編纂事業―大名華族による「国事執筆」始末取調―」(松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ―』(山川出版社、二〇一五年))。
- (2) 三谷博「日本史のなかの「普遍」―比較から考える「明治維新」―」(東京大学出版会、二〇二〇年) 第十二章「研究史の反省―維新の政治史―」。毛利家の提出物を『防長回天史』とするなど不正確な記載になっている。
- (3) 内事課「明治二十六〜四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三三四)、明治三十三年第一号文書。
- (4) 前掲「明治二十六〜四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」、明治三十四年第一号文書。
- (5) 同右。
- (6) 「明治天皇内廷御書類目録 第一種詳細目録」十一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三七二二一)。
- (7) 「毛利家編輯所」記録整理掛日記」二(山口県文書館所蔵。請求番号一九日

記五八) 明治三十六年六月二十三日条。以下、引用史料は常用字体を使用し、適宜読点・傍線を付した。

- (8) 石井裕「水戸藩史料の編纂と徳川斉昭の贈位―明治期における水戸藩の顕彰―」(羽賀祥二編『近代日本の歴史意識』(吉川弘文館、二〇一八年))。
- (9) 前掲「毛利家編輯所」記録整理掛日記」二、明治三十六年六月三十日条。
- (10) 図書寮「明治三十三〜三十七年 図書録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号九九〇二七八)、明治三十七年第四号文書。毛利家の提出物の名称が「旧藩史稿」となっているが、毛利家文書との照合の結果、正しくは「官武間周旋始末」であることを確認した。
- (11) なお、東京大学史料編纂所の島津家本に含まれる「薩藩史料 斉彬公」全一〇冊(請求記号 島津家本―さII―一四一六)は、字句修正があること、挿図が省略されていることからみて、宮内省提出本の最終稿に相当するものと思われる。
- (12) 名古屋市教育委員会編『校訂復刻 名古屋叢書』五 記録編(二)(愛知県郷土資料刊行会、一九八三年復刻。初版は一九六二年)。
- (13) 徳川林政史研究所研究員藤田英昭氏のご教示による。宮内庁書陵部編『書陵部蔵書印譜』下(明治書院、一九九七年)二〇四〜二〇五頁も参照のこと。
- (14) ただし、旧藩事蹟取調書類とは来歴が異なる史料群だが、三条公行実編輯掛旧蔵本に「再夢記事」一冊が所蔵されている(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号八一九七九。旧函架番号二五三一―一七四)。
- (15) 橋本素助・川合鱗三編『芸藩志』全二一巻(文献出版、一九七七年〜一九七八年)として影印版が復刻されている。
- (16) 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』一〜十(国書刊行会、一九七三年復刻。初版は一九三二年)。
- (17) 内事課「明治二十四年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三三二)、第三号文書。
- (18) ただし、これも三条公行実編輯掛旧蔵本として「堀田正睦外国掛中書類」全四一冊がある(識別番号七五七六〇〜七五八〇〇。旧函架番号二五三一―五三三)。

- 明治二十二年写。
- (19) 前田家の編纂担当者名や履歴については、宮下和幸「勤王」が地域にもたらしたものの近代における「旧藩」の編纂事業とその叙述―(加賀藩研究ネットワーク編『加賀藩政治史研究と史料』岩田書院、二〇二〇年) 参照。
- (20) 前田家が最初に提出した明治三十四年五月八日付の「旧金沢藩事蹟文書類進呈具申書」には、「同様蒙御達候旧藩諸家ノ委員」による「先帝御降誕之際ヲ以テ、蒐集史料ノ起原ト為スヘシ」との「商議」結果に基づいたと明記している(「旧金沢藩事蹟文書類纂」前編一(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五一六)。そのため、同書の凡例に「本書所載ノ旧記文書類ハ、一ニ宮内省ノ命令ニ本ツキ、史談会議定ノ史料収集例目ニ拠ル」とされた(「旧金沢藩事蹟文書類纂完成具申書」(「旧金沢藩事蹟文書類纂」首巻)。
- (21) 松前町史編集室編『松前町史』史料編一(松前町、一九七四年)に、底本は異なるが「戦争御届書」が翻刻されている。
- (22) ただし、松前家は後に史談会と連携しながら松前崇広の名誉回復を図り、そのための史料として「北門史綱」一六冊(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号二七三一九)を宮内省に提出しているので、その点も考慮する必要がある。
- (23) 国文学研究資料館所蔵「淀稲葉家文書」。日本史籍協会叢書「淀稲葉家文書」(東京大学出版会、一九七〇年復刻。初版は一九二六年)。
- (24) 弘前市立図書館所蔵の同名史料が、坂本寿夫編『弘前藩記事』一〇五(北方新社、一九八七年〜一九九四年)として刊行されている。宮内省提出本と細部に異なる部分もある。
- (25) 宮地正人「政治と歴史学―明治期の維新史研究を手掛りとして―」(西川正雄・小谷汪之編『現代歴史学入門』(東京大学出版会、一九八七年)。
- (26) 「御手留日記」一〇三(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 史談会本―史談会―四五三〇四五五)。採録年次は慶応三年十月三日から慶応四年(明治元年)二月十二日まで。
- (27) 前掲宮下「勤王」が地域にもたらしたものの。
- (28) 稲葉継陽「熊本大学寄託永青文庫細川家史資料の構成と歴史的位置」(森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍―永青文庫資料論―』(吉川弘文館、二〇一三年)。
- (29) 岡山大学附属図書館編『改訂増補 池田家文庫マイクロ版史料目録』総記(一九九二年) 解説一七頁。
- (30) 福岡県立図書館所蔵黒田家文書。「綱領」の全文は、川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』七(上)(文献出版、一九八四年)に翻刻されている。
- (31) 明治二十四年三月十八日付西川護・真藤利明宛家従松原方直書状(「旧藩事蹟書類取調関係史料綴」)(九州歴史資料館所蔵。福岡藩関係史料二四二)。
- (32) 日比野利信「維新の記憶―福岡藩を中心として―」(明治維新史学会編『明治維新と歴史認識』(吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (33) その他、同時期の黒田家の編纂関係史料として「嘉永六年癸丑以来 福岡藩史編輯資料」が『新訂黒田家譜』七(中)(文献出版、一九八四年)に収録されている。黒田家は明治四十年代に「従二位黒田長溥公伝」を完成させているが、これとの関係も留意していきたい。なお、同書は『新訂黒田家譜』六(上)・(中)・(下)(文献出版、一九八三年)として刊行されている。
- (34) 「温古録」五(学習院大学史料館所蔵「奥州棚倉藩主阿部家文書」九一三)。
- なお、史料調査では福島県歴史資料館専門学芸員山田英明氏の御助力を得た。
- (35) 「事蹟考草按原本」(「奥州棚倉藩主阿部家文書」一〇六)、「事蹟考草按」(同上、一〇七)、「事蹟考附録草按」(同上、一〇八)。史談会への提出は明治三十四年四月。
- (36) 明治二十二年十二月付久邇宮家令宛秋月胤永書簡(「朝彦親王行実資料」五八 御行実編輯料三九黒塗御紋付文箱御宸翰其他(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四二〇九九)。
- (37) 「徳大寺実則日記」二二五(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号C一一四九)、明治二十二年八月十五日条。

(38) 「明治天皇内廷御書類目録 第一種」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三七二〇八)、「明治天皇内廷御書類目録 第一種詳細目録十一」(同右。識別番号三七二二一)。

(39) 「旧津藩近世事蹟」一 編年一(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号二七三一〇)。

(40) 図書寮「明治二十六年 帝室例規類纂稿本」三三 宮廷門 内廷雑件八(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三三八七―三三)、「明治二十六年 帝室例規類纂稿本」一〇四 図書門 書籍一 図画・文書(同右。識別番号二三三八七―一〇四)。

なお、二冊とも現在宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵で、明治天皇献上本は「松代藩勤王事略私記」(函架番号二五三―三九三)。図書寮備本は同題で函架番号二五二―二二三である。

(41) 箱石大「松代藩真田家の戊辰戦争届書」(『松代』二八号、二〇一四年)。

〔付記〕

本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係貴重史料の研究資源化」(二〇二〇年度)の成果の一部である。

【表①】旧藩事蹟取調書類目録

No	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日	史料提出年月日	回答内容	史料名	員数	函架番号	備考
1	1	島津忠義	薩摩藩	外様	77万石	公爵	明治21	7 10	明治36 11 10以前	薩藩史料(9巻・附録1巻)	10	405・143	
2	1	毛利元徳	長州藩	外様	36.9万石	公爵	明治21	7 10	明治36 6 30	官武間周旋始末(27巻)	27	405・81	
3	1	山内豊景	土佐藩	外様	24.2万石	侯爵	明治21	7 10	明治36 11 10以前	土佐藩政録 東征記(3冊)、「北征記」(1冊)	6 4	405・144 405・145	
4	1	徳川篤敬	水戸藩	三家	35万石	侯爵	明治21	7 10	明治36 5 20 明治36 6 29 明治36 9 30	水戸藩史料 上編35 水戸藩史料 下編25 水戸藩史料 別記27巻	87	459・19	
5	2	松平容大	会津藩	家門	23(3)万石	子爵	明治22	7 1	明治22 7 20	(松平容保に下賜された孝明天皇宸翰4件5通)			宮内大臣土方久元の「口達」により松平容保が提出。
6	2	浅野長勲	広島藩	外様	42.6万石	侯爵	明治22	7 1	明治23 6 10	「昨年七月中 御沙汰之趣ニ基キ取調、漸ク出来」したので「別冊五綴差出」す。	5	260・127	
7	2	松平茂昭	越前藩	家門	32万石	侯爵	明治22	7 1	明治22 11 13	「別冊昨夢記事巻部、再夢記事巻部」を「進達」する。	—	—	明治26年3月、返却。
8	2	徳川義礼	尾張藩	三家	61.9万石	侯爵	明治22	7 1	明治22 7 1	「近時編纂相試」みている「三世紀事略」の「原稿七冊」を、「御用途」になるかどうか、とりあえず「進達」する。他に「騰録」終了次第、「督府征長紀事」という「家書」も進達予定。	7	272・96	
9	3	細川護久	肥後藩	外様	54万石	侯爵	明治23	12 5	大正2 7 19	「明治二十三年十二月五日付御達ニ依り、爾來編纂中」のところ「今般出来」したので「進達」する。	35 1	455・14 455・15	
10	4	前田利嗣	金沢藩	外様	102.2万石	侯爵	明治24	6 10	明治34 5 8 明治36 12 21以前 大正2 12 20 明治39 3 19 明治34 5 8 明治39 3 19 大正2 12 20	旧金沢藩事蹟文書類纂(前編8巻) 旧金沢藩事蹟文書類纂(中編16・附録1巻) 旧金沢藩事蹟文書類纂(首巻1・後編13巻) 銭屋五兵衛処刑一件書類(附録実伝共・6巻) 時規物語(10巻・首1巻) 一家論合集(旧金沢藩事蹟文書類纂・第百九十四附録) 南越陣記(5巻)附・旭桜雑誌 加賀藩北越軍事輯録(6巻)附・北越戦記1巻、附属戦地図17枚	39 7 11 1 9 7	455・6 455・7 455・8 455・9 455・12 455・13	
11	4	堀田正倫	佐倉藩	譜代	11万石	伯爵	明治24	6 10	明治24 11 10	嘉永6年から明治4年までの「時勢二関スル書類之内、前書之通り差出」す。「騰写済」み後に返却してほしい。	(41)	—	明治25年4月21日に返却。
12	4	南部利恭	盛岡藩	外様	20(13)万石	伯爵	明治24	6 10	明治24 9 19	「旧藩地并当地」にて「拙家所蔵之分無洩取調」べたが、「戊辰擾乱ニ引続、転国等之際、悉ク散逸」したので「御達之事項二関スルモノ更ニ存置無之」い。「別紙目録」記載の書類(覚書等44冊)があるのみだが、「書中記スル処」の「百中一二」は参考になる箇所もないとも言えないので「進達」する。「御用済」みのうえは返却してほしい。	(44)	—	明治29年4月に返却。
13	4	津軽承昭	弘前藩	外様	10万石	伯爵	明治24	6 10	明治30 11 10	「日記」に拠って「往復書簡等拾遺補足」して「調製」した16冊を提出する。ただし、明治元年・2年の「各所出張・戦闘・進退」は以前「参謀局」と「太政官修史局」へ提出した通りなので省略した。	16	260・133	
14	4	加藤泰令	新谷藩	外様	1万石	子爵	明治24	6 10	明治24 12 9	「記録或ハ旧藩士手控及記憶等ノ事ヲ相綴、別冊ノ通」り差し出す。「素ヨリ小藩微力、志有テ其功無」く、「御編纂ノ御材料」になるべきは「更ニ無之」いが、しかるべく「御取捨」で願いたい。	1 1 15	260・138 260・177 260・142 260・131	
15	4	稲葉正邦	淀藩	譜代	10.2万石	子爵	明治24	6 10	明治24 12 25	「原書類」は「廃藩之際紛乱」したので「存在」しない。そのためその節「藩務二従事」していた者達の「留記等」から「書抜き認メ」たものを「差上」げる。	1	260・125	
16	4	青山忠允	篠山藩	譜代	6万石	子爵	明治24	6 10	明治24 10 1	「明治廿四年六月御達」により「差出」す。	111	260・203	
17	4	伊東祐祐	飯沼藩	外様	5.1万石	子爵	明治24	6 10	明治24 7 15	「去十年騒擾(西南戦争)の際に「書類等悉皆紛失」したので「保存」していない。だから「当時大参事」の「平部崎南日記」の中から「摘要写取」ったものを「進達」する。	1	260・123	『宮崎県史別編』維新期の日向諸藩(宮崎県、1998年)に翻刻掲載。
18	4	戸田忠義	宇都宮藩	譜代	7.7万石	子爵	明治24	6 10	明治24 6 23 12 25	「廃藩置県ノ際」に「取捨、或ハ取失」ったものが多いので、「当時存在」の書類で差し出すべきものとして別紙「戸田忠至略譜稿 巻冊、戸田家書類 五冊」を提出する。しかし控がないので「御用済ノ上」は返却してほしい。	5 4 1	260・179 260・164 260・146	
19	4	松前修広	松前藩	外様	10万石	子爵	明治24	6 10	明治24 9 24	御達の「国事并時勢二関スル文書」を「差出」す。	2 2 1 1	260・180 260・134 260・122 260・154 260・129	

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (下)

No.	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日	史料提出年月日	回答内容	史料名	頁数	函架番号	備考
20	4	安藤信守	磐城平藩	譜代	6万石	子爵	明治24	6 10	明治24	6 21			内事課「明治24年殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号532)第3号文書に編綴。
21	6	吉井(松平)信宝	吉井藩(矢田藩)	家門	1万石	子爵	明治24	7 18	明治24	8 17			
22	6	桜井(松平)忠興	尼ヶ崎藩	譜代	4万石	子爵	明治24	7 18	明治24	12 30			
23	6	本多康種	膳所藩	譜代	7万石	子爵	明治24	7 18	明治27	2 23			後日返却された可能性あり。
24	7	加納久宜	一宮藩	譜代	1.3万石	子爵	明治25	3 14	明治25	3 22			
25	7	南部信方	七戸藩	外様	1.0384万石	子爵	明治25	3 14	明治25	3 31			原本は4月4日に返却。
26	7	内田正学	小見川藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3 14	明治25	4 4			内事課「明治25年殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号533)第3号文書に編綴。
27	7	山名義路	村岡藩	譜代	1.1万石	男爵	明治25	3 14	明治25	4 16			
28	7	土井利恒	大野藩	譜代	4万石	子爵	明治25	3 14	明治25	7 7			

①庶務課・内事課「明治12～23年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号531) 明治22年第1号文書。内事課「明治24年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(同左。識別番号532) 第7号文書。内事課「明治25年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(同左。識別番号533) 第1号文書、第3号文書。内事課「明治26～43年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(同左。識別番号534) 明治26年第1号文書、明治27年第2号文書、明治29年第1号文書、第2号文書、明治34年第3号文書、第5号文書。図書寮「大正3～7年 図書録」(同左。識別番号990286) 大正3年第3号文書より作成。
 ②「旧藩事蹟取調書類目録」(図書寮「大正15・昭和元年 図書録」(同左。識別番号990292) 第126号文書)、「旧藩事蹟取調掛引継書類目録」(図書寮「昭和2年 図書録」(同左。識別番号990293) 第153号文書)、内事課「明治34～35年 重要雑録」(同左。識別番号23272) 明治34年第29号文書を参考に、宮内庁書陵部図書寮文庫の函架番号が確認できたものを記載した。
 ③石高のうち、()は戊辰戦争処分後の石高である。

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (下)

【表②】 旧藩事蹟取調書類の未提出一覧

No.	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日	回答年月日	回答内容	明治6年5月8日提出命令の家記	
										東京大学史料編纂所の史料名	請求記号
1	2	徳川家達	静岡藩		70万石	公爵	明治 22 7 1			徳川家達家記 (駿河静岡)	4175-1039
2	2	松平定教	桑名藩	譜代	11万石	子爵	明治 22 7 1	明治 22 7 4	取り調べた結果、「右書類一切」ない。	松平定教家記 (伊勢桑名)	4175-1126
3	2	松平容大	会津藩	家門	23(3)万石	子爵	明治 22 7 1			松平容大家記 (陸奥斗南)	4175-1139
4	3	池田章政	岡山藩	外様	31.52万石	侯爵	明治 23 12 5			池田章政家記 (備前岡山)	4175-922
5	3	池田輝博	鳥取藩	外様	32.5万石	侯爵	明治 23 12 5	明治 23 12 12	「当時右書類取纏中二付、逐而取調」べたうえで提出するので「暫時御猶予」してほしい。	池田輝博家記 (因幡鳥取)	4175-920
6	3	鍋島直大	佐賀藩	外様	35.7万石	侯爵	明治 23 12 5			鍋島直大家記 (肥前佐賀)	4175-1058
7	3	黒田長成	福岡藩	外様	52万石	侯爵	明治 23 12 5			黒田長成家記 (筑前福岡)	4175-990
8	3	伊達宗徳	宇和島藩	外様	10万石	伯爵	明治 23 12 5	明治 24 4 16	「藩政改革後、明治五年類焼ノ節、記録類多分烏有二帰シ」たので差し出すべき書類は残っていない。	伊達宗徳家記 (伊予宇和島)	4175-1025
9	4	蜂須賀茂韶	徳島藩	外様	25.79万石	侯爵	明治 24 6 10			蜂須賀茂韶家記 (阿波徳島)	4175-1080
10	4	徳川茂承	和歌山藩	三家	55.5万石	侯爵	明治 24 6 10			徳川茂承家記 (紀伊和歌山)	4175-1037
11	4	井伊直憲	彦根藩	譜代	35(25)万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 6 11	「取調之上、追テ進達」することを「御請」けする。	井伊直憲家記 (近江彦根)	4175-918
12	4	酒井忠篤	庄内藩	譜代	14万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 6 13	「御達之趣、委細奉畏候也。」(6月24日)「書類搜索ニ着手」しているが、庄内藩は嘉永6年～明治4年迄に「国事並ニ時勢ニ関涉」した「事件、至テ少ナ」い。さらに「戊辰顛覆ノ際、諸般ノ書類、悉皆取失」つたので「献納」すべき書類は見当たらない。しかし「何様ノ件」と詳しく指定されたら「伝聞ノ廉取調ノ上献納」する予定。	酒井忠篤家記 (羽前庄内)	4175-1003
13	4	小笠原忠忱	小倉藩	譜代	15万石	伯爵	明治 24 6 10			小笠原忠忱家記 (豊前小倉)	4175-951
14	4	阿部正桓	福山藩	譜代	10万石	伯爵	明治 24 6 10			阿部正桓家記 (備後福山)	4175-908
15	4	亀井茲明	津和野藩	外様	4.3万石	伯爵	明治 24 6 10			亀井茲明家記 (石見津和野)	4175-980
16	4	伊達宗基	仙台藩	外様	62.56(28)万石	伯爵	明治 24 6 10			伊達宗基家記 (陸奥仙台)	4175-1024
17	4	松平泰則	前橋藩	家門	17万石	伯爵	明治 24 6 10			松平直方家記 (上野前橋)	4175-1120
18	4	酒井忠興	姫路藩	譜代	15万石	伯爵	明治 24 6 10			酒井忠興家記 (播磨姫路)	4175-1002
19	4	酒井忠道	小浜藩	譜代	10.3万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 6 12	「存在所持」している文書はない。	酒井忠興家記 (若狭小浜)	4175-1006
20	4	有馬頼万	久留米藩	外様	21万石	伯爵	明治 24 6 10			有馬頼成家記 (筑後久留米)	4175-902
21	4	松平直亮	松江藩	家門	18.6万石	伯爵	明治 24 6 10			松平定安家記 (出雲松江)	4175-1117
22	4	上杉茂憲	米沢藩	外様	15万石	伯爵	明治 24 6 10			上杉茂憲家記 (羽前米沢)	4175-946
23	4	立花寛治	柳河藩	外様	11.9万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 6 30	明治5年の春「旧藩庁火災」で「凡焼失」したので、差し出すべき「書類所持」していない。今後「精々吟味」して発見されれば差し出す予定。	立花鑑寛家記 (筑後柳河)	4175-1022
24	4	戸田氏共	大垣藩	譜代	10万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 6 12	これまで「旧歴史課へ追々差出、最早御達之書類、手許ニ所持」していない。	戸田氏共家記 (美濃大垣)	4175-1045
25	4	大村純雄	大村藩	外様	2.79万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 6 12	「追而取調之上、差出」す予定。	大村純熙家記 (肥前大村)	4175-958
26	4	宗重正	対馬藩	外様	10万石	伯爵	明治 24 6 10			宗重正家記 (対馬厳原)	4175-1020
27	4	柳沢保申	郡山藩	譜代	15.1万石	伯爵	明治 24 6 10	明治 24 7 1	「右年間」の「総テノ書類等、廃藩置県ノ際」に「紛乱」し、その「所在ヲ失」つて今日に至っている。そのため「取調方」もない。	柳沢保申家記 (大和郡山)	4175-1173
28	4	中川久成	岡藩	外様	7.04万石	伯爵	明治 24 6 10			中川久昭家記 (豊後岡)	4175-1075
29	4	松浦詮	平戸藩	外様	6.17万石	伯爵	明治 24 6 10			松浦詮家記 (肥前平戸)	4175-1153
30	4	藤堂高紹	津藩	外様	32.395万石	伯爵	明治 24 6 10			藤堂高澤家記 (伊勢津)	4175-1043
31	4	久松定謙	松山藩	譜代	15万石	伯爵	明治 24 6 10			久松定謙家記 (伊予松山)	4175-1082
32	4	奥平九八郎	中津藩	譜代	10万石	伯爵	明治 24 6 10			奥平昌邁家記 (豊前中津)	4175-956
33	4	松平頼聡	高松藩	家門	12万石	伯爵	明治 24 6 10			松平頼聡家記 (讃岐高松)	4175-1118
34	4	大久保忠礼	小田原藩	譜代	11.3万石	子爵	明治 24 6 10			大久保忠良家記 (相模小田原)	4175-962
35	4	南部利克	八戸藩	外様	2万石	子爵	明治 24 6 10			南部信順家記 (陸奥八戸)	4175-1063
36	4	松平信正	丹波亀山藩	譜代	5万石	子爵	明治 24 6 10			松平信正家記 (丹波亀山)	4175-1125
37	4	松平忠和	島原藩	譜代	7万石	子爵	明治 24 6 10			松平忠和家記 (肥前島原)	4175-1121
38	4	松平康民	津山藩	家門	10万石	子爵	明治 24 6 10			松平康倫家記 (美作津山)	4175-1123
39	4	水野忠弘	山形藩 (朝日山藩)	譜代	5万石	子爵	明治 24 6 10			水野忠弘家記 (近江朝日山)	4175-1159
40	4	加藤泰秋	大洲藩	外様	6万石	子爵	明治 24 6 10			加藤泰秋家記 (伊予大洲)	4175-977
41	4	成瀬正肥	犬山藩	譜代	3.5万石	子爵	明治 24 6 10			成瀬正肥家記 (尾張犬山)	4175-1074
42	4	太田資美	掛川藩	譜代	5.3万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 12	「嘉永癸丑以後之国事ニ関スル記録書類」は、廃藩置県の際に「四方ニ散逸」し、また「収集」もしなかった。特に「拙者ハ当時幼少」のため「如何ナルコト」になっていたのか「今日ニ於テ何等ノ記憶」もない。そのため「現在之家蔵書類」には「御参考トナルヘキモノ一切」ない。	太田資美家記 (上総柴山)	4175-967
43	4	秋元興朝	館林藩	譜代	6万石	子爵	明治 24 6 10			秋元興朝家記 (上野館林)	4175-909
44	4	牧野忠篤	長岡藩	譜代	7.4(2.4)万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 16	「戊辰之兵乱」のため「右書類、一切」ない。	牧野忠毅家記 (越後長岡)	4175-1146
45	4	溝口直正	新発田藩	外様	5万石	子爵	明治 24 6 10			溝口直正家記 (越後新発田)	4175-1155
46	4	間部詮直	鯖江藩	譜代	5万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 25	「先年火災」の際に「書類等悉皆焼失」したので「史料等」に該当するものは「一切」ない。	間部詮直家記 (越前鯖江)	4175-1152
47	4	久世広業	関宿藩	譜代	5万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 19	取り調べた結果、「右ノ書類、一切」ない。	久世広業家記 (下総関宿)	4175-993
48	4	土屋孝直	土浦藩	譜代	9.5万石	子爵	明治 24 6 10			土屋孝直家記 (常陸土浦)	4175-1034
49	4	松平忠礼	上田藩	譜代	5.3万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 12	廃藩置県の際に「県庁へ引継、差出シ」た書類以外は「維新前後、何モ焼失、或ハ散逸」したので「時勢ニ関スル書類ハ所持」していない。しかし「尚取調」べのうえ、「御参照」になるものがあれば「進達」する。	松平忠礼家記 (信濃上田)	4175-1128
50	4	板倉勝弼	高梁藩 (備前中山藩)	譜代	5万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 15	明治元年の「変動之初」、先代板倉勝静が「天誅ヲ蒙リ、藩家一旦没収之姿」になった際、「右書類等、何レエ紛乱」したのか存在しない。	板倉勝弼家記 (備前高梁)	4175-932
51	4	小笠原長生	唐津藩	譜代	6万石	子爵	明治 24 6 10			小笠原長生家記 (肥前唐津)	4175-952
52	4	立花種恭	三池藩	外様	1万石	子爵	明治 24 6 10			立花種恭家記 (筑後三池)	4175-1023
53	4	松平忠敬	忍藩	譜代	10万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 7 25	「埼玉県庁へ旧藩事務引渡シノ際、旧記其他ノ書類散乱」したため「御達ニ関スル書類等、所蔵」していない。	松平忠敬家記 (武蔵忍)	4175-1124
54	4	脇坂安斐	龍野藩	譜代	5.1万石	子爵	明治 24 6 10			脇坂安斐家記 (播磨龍野)	4175-1184
55	4	内藤信任	村上藩	譜代	5万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 12	「旧藩書類」は「城内之倉庫」が「戊辰之兵變」にあっていたので、明治5年に先代信美が出家の際に「用達之所有之倉庫」に託していた。しかし同年村上町の火災で「悉皆類焼」したので「現今残余之書類」はない。	内藤信美家記 (越後村上)	4175-1066
56	4	阿部正功	棚倉藩	譜代	10万石	子爵	明治 24 6 10			阿部正功家記 (陸奥棚倉)	4175-906
57	4	本莊宗武	宮津藩	譜代	7万石	子爵	明治 24 6 10			本莊宗武家記 (丹後宮津)	4175-1104
58	4	三浦顯次	美作勝山藩 (真島藩)	譜代	2.3万石	子爵	明治 24 6 10	明治 24 6 22	「委細取調」べた後に「上申」予定。	三浦顯次家記 (美作真島)	4175-1157

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（下）

No.	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日		回答年月日		回答内容	明治6年5月8日提出命令の家記			
												東京大学史料編纂所の史料名	請求記号		
59	4	稲葉正善	館山藩	譜代	1万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	14	「御沙汰之趣」は「謹承」した。 「取調」べたが「右二関スル書類等」はない。	稲葉正善家記（安房館山）	4175-928
60	4	酒井忠亮	敦賀藩	譜代	1万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	12	「右書類、存在之物一切」ない。	酒井忠経家記（越前敦賀）	4175-1007
61	4	大給近道	府内藩	譜代	2.2万石	子爵	明治24	6	10					大給近道家記（豊後府内）	4175-965
62	4	大給恒	龍岡藩	譜代	1.6万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	11	明治4年4月に上京して廃藩置県を上申の後、藩知事を辞職した。その際旧藩文書類は全て藩地の藩参事の所管になった。その後「所管ノ者モ皆死亡」し、「尋常日記類」もわからなくなっている。そのため差し出すべき文書はない。	大給恒家記（信濃田野口）	4175-966
63	4	松平乗承	西尾藩	譜代	6万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	20	「旧藩地」へ連絡し「取調」べたが、「御達ニ応ジ、呈出スベキ書類」はない。	松平乗承家記（三河西尾）	4175-1127
64	4	有馬道純	丸岡藩	譜代	5万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	18	「関係之書類、一切」ない。	有馬道純家記（越前丸岡）	4175-903
65	4	本多忠敬	岡崎藩	譜代	5万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	17	取り調べた結果、「右書類」はない。	本多忠直家記（三河岡崎）	4175-1096
66	4	板倉勝親	上野安中藩	譜代	3万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	20	「国事并ニ時勢ニ関スル等、其他古文書類」は「惣テ維新後旧領地ニ於テ焼却」したので「右御参考」となる書類等は「一切」ない。	板倉種家記（上野安中）	4175-933
67	4	佐竹義生	秋田藩	外様	20万石	侯爵	明治24	6	10					佐竹義倫家記（羽後秋田）	4175-1000
68	4	大河内信好	豊橋藩	譜代	7万石	子爵	明治24	6	10					大河内信古家記（三河豊橋）	4175-959
69	4	稲葉久通	臼杵藩	外様	5万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	11	「右、御請」けする。	稲葉久通家記（豊後臼杵）	4175-929
70	4	相良頼紹	人吉藩	外様	2.2万石	子爵	明治24	6	10	明治24	7	2	「明治十年兵燹」により「書類悉皆焼失」したので、「右二関スル文書」はない。	相良頼基家記（肥後人吉）	4175-1011 4175-1012
71	4	榊原政敬	高田藩	譜代	15万石	子爵	明治24	6	10					榊原政敬家記（越後高田）	4175-1009
72	4	東風城	三上藩	譜代	1万石	子爵	明治24	6	10	明治24	7	17	「右書類、取調」べたが「更ニ」ない。	遠藤胤城家記（近江三上）	4175-950
73	4	松平武修	浜田藩	家門	6.1万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	11	かねて「御届申上候通、一切」ない。	松平武修家記（美作鶴田）	4175-1133
74	4	秋月種實	高鍋藩	外様	2.7万石	子爵	明治24	6	10					秋月種隆家記（日向高鍋）	4175-910
75	4	真田幸民	松代藩	外様	10万石	子爵	明治24	6	10					真田幸民家記（信濃松代） 真田幸民家記（信濃松代）	4175-899 4175-1012
76	4	相馬誠胤	相馬中村藩	外様	6万石	子爵	明治24	6	10					相馬誠胤家記（磐城中村）	4175-1021
77	4	大関増助	黒羽藩	外様	1.8万石	子爵	明治24	6	10					大関増助家記（下野黒羽）	4175-974
78	4	奥田直恭	須坂藩	外様	1万石	子爵	明治24	6	10	明治24	7	7	「右文書類」は「保存」していない。	堀直明家記（信濃須坂）	4175-1108
79	4	戸澤正実	新庄藩	外様	6.82万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	1	「戊辰ノ役兵火」のため「古来所蔵ノ重器ハ勿論、文書類等悉皆灰燼ニ属シ」たので「右書類」はない。	戸沢正実家記（羽前新庄）	4175-1051
80	4	土井利恒	大野藩	譜代	4万石	子爵	明治24	6	10					土井利恒家記（越前大野）	4175-1053
81	4	戸田忠友	宇都宮藩	譜代	6.7万石	子爵	明治24	6	10					戸田忠友家記（下野宇都宮）	4175-1046
82	4	六郷政鑑	本庄藩	外様	2万石	子爵	明治24	6	10	明治24	6	24	「戊辰之役兵火」により「右二関スル書類等」は「所持」していない。	六郷政鑑家記（羽後本庄）	4175-1183
83	4	前田利同	富山藩	外様	10万石	伯爵	明治24	6	10					前田利同家記（越中富山）	4175-1116
84	4	生駒親忠	矢島藩	外様	1.5万石	男爵	明治24	6	10					生駒親敬家記（羽後矢島）	4175-944
85	5	徳川達道	一橋藩	三卿	10万石	伯爵	明治24	6	24					徳川茂栄家記（一橋）	4175-1041
86	5	徳川達孝	田安藩	三卿	10万石	伯爵	明治24	6	24					徳川慶頼家記（田安）	4175-1042
87	5	島津忠亮	佐土原藩	外様	2.7万石	伯爵	明治24	6	24					島津忠寛家記（日向佐土原）	4175-1014
88	5	内藤政孝	延岡藩	譜代	7万石	子爵	明治24	6	24					内藤政孝家記（日向延岡）	4175-1065
89	5	吉川経健	岩国藩	外様	6万石	子爵	明治24	6	24					吉川経健家記（周防岩国）	4175-983
90	5	毛利元功	徳山藩	外様	4万石	子爵	明治24	6	24					毛利元功家記（周防徳山）	4175-1165
91	5	毛利元敏	長府藩	外様	5万石	子爵	明治24	6	24					毛利元敏家記（長門豊浦）	4175-1164
92	5	毛利元忠	清末藩	外様	1万石	子爵	明治24	6	24	明治24	8	21	「亡父元能」が朝命を奉じて東京に移住した際、「当時緊用ではないと判断して「旧臣」に「預け置」いたものが、明治5年2月の「火災」で「該文書類、悉皆烏有ニ属」した。以後「再応編輯之資料調査」をしているが、「確たる者」はなく「遺憾」である。今後の調査で発見されたら「上申」する。	毛利元純家記（長門清末）	4175-1167
93	5	黒田長徳	秋月藩	外様	5万石	子爵	明治24	6	24					黒田長徳家記（筑前秋月）	4175-991
94	5	前田利聖	大聖寺藩	外様	10万石	子爵	明治24	6	24					前田利聖家記（加賀大聖寺）	4175-1115
95	5	水野忠幹	新宮藩	譜代	3.5万石	男爵	明治24	6	24					水野忠幹家記（紀伊新宮）	4175-1160
96	6	井伊直安	与板藩	譜代	2万石	子爵	明治24	7	18					井伊直安家記（越後与板）	4175-919
97	6	板倉勝達	三河重原藩	譜代	2.8万石	子爵	明治24	7	18					板倉勝達家記（三河重原）	4175-931
98	6	鳥居忠文	壬生藩	譜代	3万石	子爵	明治24	7	18					鳥居忠文家記（下野壬生）	4175-1056
99	6	井上正巳	下妻藩	譜代	1万石	子爵	明治24	7	18					井上正巳家記（常陸下妻）	4175-938
100	6	大河内正質	大多喜藩	譜代	2万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	29	明治14年3月の「類焼」時に「一切焼失」したので「旧藩士ヲ取調」べたが、「所持ノモノ」はなかった。	大河内正質家記（上総大多喜）	4175-961
101	6	大田原一清	大田原藩	外様	1.1万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	28	「右二関スル書類等、所持」していない。	大田原勝清家記（下野大田原）	4175-975
102	6	織田信敬	天童藩	外様	2万石	子爵	明治24	7	18	明治24	8	1	「戊辰之兵燹ニ罹リ、右書類焼失」した。	織田信敬家記（出羽天童）	4175-968
103	6	秋田映季	三春藩	外様	5万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	27	「旧藩ニ於テ右書類等」はない。	秋田映季家記（陸奥三春）	4175-911
104	6	岩城隆長	亀田藩	外様	2万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	21	「明治戊辰ノ歳、兵災」のため「文書類総テ焼失」した。また明治4年迄で差し出すべき書類はない。	岩城隆彰家記（羽後亀田）	4175-941
105	6	松平頼英	伊予西条藩	家門	3万石	子爵	明治24	7	18	明治24	8	25	取り調べたが「右事件ニ関スル文書類」はない。	松平頼英家記（伊予西条）	4175-1131
106	6	大河内輝耕	高崎藩	譜代	8.2万石	子爵	明治24	7	18					大河内輝声家記（上野高崎）	4175-960
107	6	諏訪忠誠	信濃高島藩	譜代	3万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	25	「右二関スル書類、所持」していない。	諏訪忠誠家記（信濃高島）	4175-1017
108	6	石川重之	下館藩	譜代	2万石	子爵	明治24	7	18					石川総管家記（常陸下館）	4175-935
109	6	奥田直暢	村松藩	譜代	3万石	子爵	明治24	7	18					堀直弘家記（越後村松）	4175-1106
110	6	松平信安	上ノ山藩	譜代	3万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	28	書類は「戊辰ノ際及廃藩ノ初、紛乱」した。また「存在ノ分ハ山形県庁へ悉皆引渡」し、「当家へ一切引続」いていないので、「差出候程之書類」はない。	松平信安家記（出羽上ノ山）	4175-1140
111	6	久留嶋通勝	森藩	外様	1.25万石	子爵	明治24	7	18					久留嶋家記（豊後森）	4175-997
112	6	五島盛主	福江藩	外様	1.5万石	子爵	明治24	7	18					五嶋盛徳家記（肥前福江）	4175-999
113	6	戸田康泰	松本藩	譜代	6万石	子爵	明治24	7	18	明治24	8	12	「一応取調」べたが、「公用文書類」は版権奉還時に「藩庁ニ引継ぎ、自家ニ係ル書類ハ東京移住」時に「大半焼却」か「切棄」てたので「御達ノ書類等」はない。今後もお「詮議ヲ遂ケ」、何か発見されたら「進達」する。	戸田光則家記（信濃松本）	4175-1050
114	6	土井利与	古河藩	譜代	8万石	子爵	明治24	7	18					土井利与家記（下総古河）	4175-1052
115	6	牧野貞亨	笠間藩	譜代	8万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	22	「右二関スル文書類」はない。	牧野貞亨家記（常陸笠間）	4175-1144
116	6	井上英之	上総鶴舞藩	譜代	6万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	19	「廃藩後、右文書類」は「保存」していたものはない。さらにこれらを取り扱っていた「旧臣モ現今」は死亡したり「形跡」不明の「有様」のため、「何分取調」べる手段もない。	井上直直家記（上総鶴舞）	4175-936
117	6	西尾忠篤	花房藩	譜代	3.5万石	子爵	明治24	7	18	明治24	7	28	「取調」べたが「右文書類、保存」していない。	西尾忠篤家記（安房花房）	4175-1079
118	6	丹羽長保	二本松	外様	10.07(5.07)万石	子爵	明治24	7	18					丹羽長裕家記（陸奥二本松）	4175-1077
119	6	仙石政固	出石藩	外様	3万石	子爵	明治24	7	18					仙石政固家記（但馬出石）	4175-1018

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (下)

No.	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日	回答年月日	回答内容	明治6年5月8日提出命令の家記			
										東京大学史料編纂所の史料名	請求記号		
120	6	松平直徳	明石藩	家門	8万石	子爵	明治24	7/18			松平直致家記(播磨明石)	4175-1122	
121	6	酒井忠悳	姫路別家	一	一万石	男爵	明治24	7/18	明治24	7/21	「右御達二関スル書類、当今所持」していない。		
122	7	尚泰	琉球藩		万石	侯爵	明治25	3/14	明治25	3/17	「右書類」は「廃藩置県」の際、「沖縄県庁」に「引続」いたので「当方格議」しているものは「一切」ない。しかし「中山世譜」は明治13年に「華族部長局」に提出してある。		
123	7	京極高德	丸亀藩	外様	5.1512万石	子爵	明治25	3/14	明治25	6/2	「種々取調」べたが、「先年火災」の際に「焼失」し、「一切」ない。	京極高德家記(讃岐丸亀)	4175-986
124	7	藤堂高義	久居藩	外様	5.3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/2	「篤ト取調」べたが「右書類」はない。	藤堂高邦家記(伊勢久居)	4175-1044
125	7	久松定弘	今治藩	譜代	3.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/15	「廃藩之際、右書類悉皆散乱」したので「方今所持」していない。	久松定弘差出(伊予今治)	4175-1083
126	7	土岐頼知	沼田藩	譜代	3.5万石	子爵	明治25	3/14				土岐頼知家記(上野沼田)	4175-1055
127	7	本多正憲	長尾藩	譜代	4万石	子爵	明治25	3/14				本多正憲家記(安房長尾)	4175-1097
128	7	石川成徳	伊勢亀山藩	譜代	6万石	子爵	明治25	3/14				石川成徳家記(伊勢亀山)	4175-934
129	7	鍋島直虎	小城藩	外様	7.325万石	子爵	明治25	3/14	明治25	5/9	「右書類」はない。	鍋島直虎家記(肥前小城)	4175-1059
130	7	岡部長職	岸和田藩	譜代	5.3万石	子爵	明治25	3/14				岡部長職家記(和泉岸和田)	4175-957
131	7	池田源	鹿奴藩	外様	3万石	子爵	明治25	3/14				池田徳澄家記(因幡鹿奴)	4175-923
132	7	板倉勝弘	庭瀬藩	譜代	3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/10	「廃藩」の際、「何レエカ散逸」して「所持」していない。	板倉勝弘家記(備中庭瀬)	4175-930
133	7	大岡忠貴	岩槻藩	譜代	2.3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/21	「私邸」が「二度ノ火災」にあって「悉皆焼失」したため、「提出すべき書類」はない。	大岡忠貴家記(武蔵岩槻)	4175-972
134	7	加藤明実	水口藩	外様	2.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/23	「早速取調」べたが、「右国事ニ関スル書類等」は「所蔵」していない。	加藤明実家記(近江水口)	4175-978
135	7	本多実方	飯山藩	譜代	3.5万石	子爵	明治25	3/14				本多順順家記(信濃飯山)	4175-1098
136	7	松平直平	広瀬藩	家門	3万石	子爵	明治25	3/14				松平直巳家記(出雲広瀬)	4175-1130
137	7	細川行真	宇土藩	外様	3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/29	「該書類」は「所持」していない。	細川行真家記(肥後宇土)	4175-1091
138	7	牧野弼成 (丹後田辺藩)	舞鶴藩	譜代	3.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/31	「廃藩之際、非常之混乱」で「書記類散失」したので「所持」していない。	牧野弼成家記(丹後舞鶴)	4175-1145
139	7	稲垣長敬	鳥羽藩	譜代	2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/30	「取調」べたところ「所蔵」していない。なお「旧県地」を調査して報告したい。	稲垣長敬家記(志摩鳥羽)	4175-942
140	7	伊達宗定	吉田藩	外様	3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/14	「私家」には「指出」すべき「書類」はない。	伊達宗敬家記(伊予吉田)	4175-1026
141	7	青山幸宜	郡上藩	譜代	4.8万石	子爵	明治25	3/14				青山幸宜家記(美濃郡上)	4175-915
142	7	木下利文	足守藩	外様	2.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	5/7	「取調」べたところ、「右ニ関スル書類等、一切」ない。	木下利恭家記(備中足守)	4175-984
143	7	毛利高範	佐伯藩	外様	2万石	子爵	明治25	3/14				毛利高謙家記(豊後佐伯)	4175-1166
144	7	森詮道丸	赤穂藩	外様	2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/3	「直ニ取調」べたが「右書類」はない。	森忠儀家記(播磨赤穂)	4175-1168
145	7	小出英延	園部藩	外様	2.4万石	子爵	明治25	3/14				小出英尚家記(丹波園部)	4175-998
146	7	植村家壺	高取藩	譜代	2.5万石	子爵	明治25	3/14				植村家壺家記(大和高取)	4175-948
147	7	内藤弥三郎	高遠藩	譜代	3.3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/一	「取調」べたが、「差出」すべき「書類」はない。	内藤直家記(信濃高遠)	4175-1067
148	7	細川利永	熊本新田 (高瀬)藩	外様	3.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/22	明治3年に「東京移住」を命じられ、11月に上京した際、「旧記録多分旧藩地ニ預ケ置」いたが、同4年冬、熊本県下高瀬の「火災発火」で「右ノ記録悉皆焼失」した。明治14年1月の深川帯帯町「私邸焼燬」で「右ノ上京」時に「藩地ヨリ持越」した「書記類」は「過般焼失」した。そのため「右御沙汰」に関する「書類」はない。	細川利永家記(肥後高瀬)	4175-1090
149	7	永井尚敏	加納藩	譜代	3.2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/17		永井尚服家記(美濃加納)	4175-1072
150	7	松平乗命	岩村藩	譜代	3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/4	「右書類」は「都テ所持」していない。	松平乗命家記(美濃岩村)	4175-1129
151	7	土井利恒			万石	子爵	明治25	3/14					
152	7	九鬼摩爾	三田藩	外様	3.6万石	子爵	明治25	3/14				九鬼隆義家記(摂津三田)	4175-994
153	7	永井直諒	高槻藩	譜代	3.6万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/7	「先年廃藩」の際、「大坂府江引次」いだったので「所有」していない。	永井直諒家記(摂津高槻)	4175-1071
154	7	鍋島直柔	蓮池藩	外様	5.26万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/18	明治7年、「旧県地住居向き」が火災の際に「焼失散逸」したので「所持」していない。	鍋島直紀家記(肥前蓮池)	4175-1060
155	7	水野忠敬	菊間藩	譜代	5万石	子爵	明治25	3/14				水野忠敬家記(上総菊間)	4175-1158
156	7	安部信順	半原藩	譜代	2.2万石	子爵	明治25	3/14				安部信順家記(三河半原)	4175-907
157	7	松平頼鏡			万石	子爵	明治25	3/14					
158	7	池田徳定	若桜藩	外様	1.5万石	子爵	明治25	3/14				池田徳定家記(因幡若桜)	4175-924
159	7	建部秀隆	林田藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/21	「取調」べたが「右書類」はない。	建部政長家記(播磨林田)	4175-1435
160	7	佐竹義理	岩崎藩	外様	2万石	子爵	明治25	3/14				佐竹義理家記(羽後岩崎)	4175-1001
161	7	本多忠貴	神戸藩	譜代	1.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/29	「廃藩」の際に「散失」したので、「右書類」はない。	本多忠貴家記(伊勢神戸)	4175-1100
162	7	田村丕顯	一閑藩	外様	3万石	子爵	明治25	3/14				田村崇顕家記(陸奥一閑)	4175-1027
163	7	水野忠宝	上総鶴牧藩	譜代	1.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/21	「右等旧記録」は「凡テ維新ノ際、藩地奉還」とともに「当時太政官江差上」げたので、「当今所有」のものはない。	水野忠順家記(上総鶴牧)	4175-1161
164	7	内藤政共	拳母藩	譜代	2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/19	「取調」べたが「右書類」はない。	内藤文成家記(三河拳母)	4175-1068
165	7	京極高厚	豊岡藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				京極高厚家記(但馬豊岡)	4175-989
166	7	増山正治	長島藩	譜代	2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/1	先代の増山正同の時、「旧藩地ヨリ書類等」を「運搬」した際に「難船沈没」したので「所蔵」していない。	増山正同家記(伊勢長島)	4175-1150
167	7	保科盛之助	飯野藩	譜代	2万石	子爵	明治25	3/14				保科正益家記(上総飯野)	4175-1110
168	7	堀親広	飯田藩	外様	1.5万石	子爵	明治25	3/14				堀親広家記(信濃飯田)	4175-1107
169	7	池田政保	鶴方藩	外様	2.5万石	子爵	明治25	3/14				池田政保家記(備中鶴方)	4175-925
170	7	京極高典	多度津藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/22	明治4年「上京」の際、「拙者荷物積込之汽船」が「遠州御前崎」で「沈没」して「所持品悉皆流失」した。そのため「右等旧記ニ関スル書類」は「所蔵」していない。	京極寿吉家記(讃岐多度津)	4175-987
171	7	鍋島直彬	鹿島藩	外様	2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/21	「右、御請」する。	鍋島直彬家記(肥前鹿島)	4175-1061
172	7	朽木綱貞	福知山藩	譜代	3.2万石	子爵	明治25	3/14				朽木綱鑑家記(丹波福知山)	4175-996
173	7	織田秀実	柳本藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/30	「取調」べたが「右ニ関スル書類」はない。	織田信及家記(大和柳本)	4175-969
174	7	森川恒	生実藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				森川俊方家記(下総生実)	4175-1170
175	7	高木正善	丹南藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				高木正善家記(河内丹南)	4175-1029
176	7	北条氏恭	狭山藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/16	「廃藩置県ノ際、悉皆旧堺県ヘ引継」いだったので「右書類」はない。	北条氏恭家記(河内狭山)	4175-1111
177	7	松平義生	高須藩	家門	3万石	子爵	明治25	3/14				松平義生家記(美濃高須)	4175-1141
178	7	本多貞吉	山崎藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/5	「取調」べたが「右書類」はない。	本多忠明家記(播磨山崎)	4175-1101
179	7	酒井忠彰	伊勢崎藩	譜代	2万石	子爵	明治25	3/14				酒井忠彰家記(上野伊勢崎)	4175-1005
180	7	大久保忠順	鳥山藩	譜代	3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/31	「右書類」は「旧藩」が「取扱」い、「廃藩置県ノ節、引渡」したので、「当時所持」していない。	大久保忠順家記(下野鳥山)	4175-963
181	7	伊東長辭	岡田藩	外様	1.0343万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/19	「一家古書類」は明治3年中の「旧岡田藩管内出水」時に「悉皆水入、或ハ散失」したので「一点モ存在」していない。「別段上陳」すべき「記憶」もない。	伊東長辭家記(備中岡田)	4175-940
182	7	土井忠直	刈谷藩	譜代	2.3万石	子爵	明治25	3/14				土井利教家記(三河刈谷)	4175-1054
183	7	酒井忠匡	松嶺藩	譜代	2.25万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/15	「所持」していない。	酒井忠匡家記(羽後松嶺)	4175-1004

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (下)

No.	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日	回答年月日	回答内容	明治6年5月8日提出命令の家記			
										東京大学史料編纂所の史料名	請求記号		
184	7	黒田和志	久留里藩	外様	3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	5/26	「右書類」は「所蔵」していない。	黒田直養家記(上総久留里)	4175-992
185	7	分部光謙	大溝藩	外様	2万石	子爵	明治25	3/14				分部光謙家記(近江大溝)	4175-1185
186	7	森長祥	三日月藩	外様	1.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/25	「取調」べたところ、「右二係書類、一切」ない。	森後滋家記(播磨三日月)	4175-1169
187	7	木下俊哲	日出藩	外様	2.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/21	明治5年の「火災」にあつて「従来之書類、悉皆焼失」したため、提出すべきものはない。	木下俊家記(豊後日出)	4175-985
188	7	牧野康強	小諸藩	譜代	1.5万石	子爵	明治25	3/14				牧野康民家記(信濃小諸)	4175-1147
189	7	松浦靖	平戸新田藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				松浦脩家記(肥前平戸新田)	4175-1154
190	7	松平直哉	母里藩	家門	1万石	子爵	明治25	3/14				松平直哉家記(出雲母里)	4175-1142
191	7	田沼望	小久保藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				田沼意齊家記(上総小久保)	4175-900
192	7	阿部正敬	佐貫藩	譜代	1.6万石	子爵	明治25	3/14				阿部正恒家記(上総佐貫)	4175-905
193	7	稲垣太祥	山上藩	譜代	1.3043万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/31	明治10年に「火災」で「悉皆焼失」したので、「差出スヘキモノ」はない。	稲垣太清家譜(近江山上)	4175-943
194	7	堀田正義	宮川藩	譜代	1.3万石	子爵	明治25	3/14				堀田正義家記(近江宮川)	4175-1095
195	7	津軽承叙	黒石藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/22	「右、秘密ニ属スル書類」は「所持」していない。	津軽承叙家記(陸奥黒石)	4175-1035
196	7	一柳紹念	小松藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				一柳頼明家記(伊予小松)	4175-1087
197	7	京極高致	峯山藩	外様	1.1144万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/19	「先代所々へ移転」の際、「旧記散乱」したため「現今遺存之記録等」はない。	京極高富家記(丹後峯山)	4175-988
198	7	青木信光	麻田藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				青木重義家記(摂津麻田)	4175-916
199	7	織田長純	芝村藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/18	慶応4年2月の「旧陣屋焼失之際焼失」し、明治元年～4年の「書類」は「廃藩之節、悉皆取紛」れたので「所持」していない。	織田長畝家記(大和芝村)	4175-971
200	7	丹羽氏厚	三草藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/25	「拙家当時書類」があるが、「先代家事紛乱」の際に何かあったのか「更に見当」たらない。発見されたら「早速」差し出す。	丹羽氏中家記(播磨三草)	4175-1078
201	7	大久保教荻	萩野山中藩	譜代	1.3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/7	「取調」べたところ、「亡父教義」が「旧萩野山中藩知事在職」の際、「廃藩置県」の際、「旧県庁へ総て引継」いたので「進達」すべきものはない。	大久保教義家記(相模萩野山中)	4175-964
202	7	松平忠恕	小幡藩	譜代	2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/4	「廃藩」の際に「日記類」は「差出」し、「其余」は「転居」が「度々」あったので「散逸」した。「故老ノ藩人ハ死去」してよくわからず、「先祖ヨリノ系譜」以外は「文書等」はない。	松平忠恕家記(上野小幡)	4175-1135
203	7	水野直	結城藩	譜代	1.8万石	子爵	明治25	3/14				水野忠愛家記(下総結城)	4175-1162
204	7	片桐貞健	小泉藩	外様	1.1129万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/18	当家には「前記ノ書類」はない。	片桐貞篤家記(大和小泉)	4175-982
205	7	松平頼孝	石岡藩	家門	2万石	子爵	明治25	3/14				松平頼家記(常陸石岡)	4175-1136
206	7	柳生俊郎	柳生藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/22	「取調」べたが「右二適当之品」を「所蔵」していない。	柳生俊郎家記(大和柳生)	4175-1176
207	7	土方雄志	菰野藩	外様	1.1万石	子爵	明治25	3/14				土方雄志家記(伊勢菰野)	4175-1085
208	7	九鬼隆備	綾部藩	外様	1.95万石	子爵	明治25	3/14				九鬼寧隆家記(丹波綾部)	4175-995
209	7	市橋長寿	西大路藩	外様	1.8万石	子爵	明治25	3/14				市橋長義家譜(近江西大路)	4175-945
210	7	永井直哉	櫛羅藩(大和新庄藩)	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/4	「取調」べたが、「該書類」は「当時秘密ニ関スルモノ共、所持」していない。	永井直哉家記(大和櫛羅)	4175-1073
211	7	小笠原寿長	小倉新田(千束)藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/20	「当家」においては「該書類」は「一切所持」していない。	小笠原貞規家記(豊前千束)	4175-954
212	7	酒井忠勇	安房勝山藩	譜代	1.2万石	子爵	明治25	3/14				酒井忠美家記(安房勝山)	4175-1008
213	7	小笠原貞字	安志藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				小笠原貞字家記(播磨安志)	4175-955
214	7	新庄直康	麻生藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				新庄直正家記(常陸麻生)	4175-1016
215	7	遠山友徳	苗木藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				遠山友禄家記(美濃苗木)	4175-1057
216	7	一柳末徳	小野藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/28	去る明治21年12月に「自宅火災」の際、「書類焼失」したため、提出すべき「書類所蔵」していない。	一柳末徳家記(播磨小野)	4175-1229
217	7	池田政礼	生坂藩	外様	1.5万石	子爵	明治25	3/14				池田政礼家記(備中生坂)	4175-921
218	7	小笠原長吉	越前勝山藩	譜代	2.27万石	子爵	明治25	3/14				小笠原長守家記(越前勝山)	4175-953
219	7	堀田正頌	佐野藩	譜代	1.6万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/26	明治2年の「三番町旧邸火災」で「右書類焼失」し、「残余ハ廃藩置県」の際、「栃木県へ悉皆引継」いだったので、「右書類」は「存在」していない。	堀田正頌家記(下野佐野)	4175-1094
220	7	山内豊誠	高知新田藩	外様	1.3万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/8	「当家」は明治5年2月26日に「火災」があり、「鍛冶橋御門内旧邸」に「現存之書類」は「悉皆焼失」したので、「差出」すべき「書類」はない。	山内豊誠家記(土佐高知新田)	4175-1171
221	7	渡辺章綱	伯太藩	譜代	1.352万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/29	「取調」べたが「別段」提出すべき「書類」はない。	渡辺章綱家記(和泉伯太)	4175-1186
222	7	関博直	新見藩	譜代	1.8万石	子爵	明治25	3/14				関長克家譜(備中新見)	4175-1019
223	7	戸田氏良	野村藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				戸田氏良家記(美濃野村)	4175-1047
224	7	山口弘達	牛久藩	譜代	1.0017万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/18	「取調」べたところ、「廃藩」の際に「散失」し、「差出」すべき「書類」はない。	山口弘達家記(常陸牛久)	4175-1179
225	7	谷益道	山家藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/—	明治3年11月19日に「旧藩庁焼失」し、「都テ文庫共悉皆焼失」したので、「旧書類等、一切」ない。	谷衛友家譜(丹波山家)	4175-1436
226	7	有馬頼之	吹上藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14				有馬氏家記(下野吹上)	4175-904
227	7	松平直静	糸魚川(清崎)藩	家門	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/18	「右書類」は「所持」していない。	松平直静家記(越後清崎)	4175-1137
228	7	本多忠勝	西端藩	譜代	1.05万石	子爵	明治25	3/14				本多忠勝家記(三河西端)	4175-1103
229	7	米津政敏	龍ヶ崎藩(長瀬・大綱)	譜代	1.1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/19		米津政敏家記(出羽長瀬)	4175-1180
230	7	本荘寿巨	高富藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				本庄道美家記(美濃高富)	4175-1105
231	7	米倉昌言	六浦藩(武蔵金沢藩)	譜代	1.2万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/1	「右書類」は「所持」していない。	米倉昌言家記(武蔵六浦)	4175-1181
232	7	柳沢徳忠	三日月藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/22	「当右等ノ書類」は「一切所持」していない。	柳沢徳忠家記(越後三日月)	4175-1174
233	7	久松勝慈	多古藩	譜代	1.2万石	子爵	明治25	3/14				久松勝慈家記(下総多古)	4175-1084
234	7	奥田直紹	椎谷藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				堀之美家記(越後椎谷)	4175-1109
235	7	足利於丸	喜連川藩	外様	0.5万石	子爵	明治25	3/14				足利聡氏家記(下野喜連川)	4175-917
236	7	内藤政憲	湯長谷藩	譜代	1.5万石	子爵	明治25	3/14				内藤政憲家記(陸奥湯長谷)	4175-1070
237	7	三宅康寧	田原藩	譜代	1.2072万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/21	「右書類」は「廃藩」の際に「不残取捨」して「当今所持」していない。だから「差出」すべき「書類」はない。	三宅康保家記(三河田原)	4175-1156
238	7	内藤正慈	岩村田藩	譜代	1.5万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/19	「右ニ関スル書類」は「所持」していない。	内藤正誠家記(信濃岩村田)	4175-1069
239	7	蒔田広孝	浅尾藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/7	「取調」べたが、「進達」すべき「書類」はない。	蒔田広孝家記(備前浅尾)	4175-1143
240	7	細川興貴	谷田部藩	外様	1.6319万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/26	「取調」べたが「旧記」はない。さらに「旧藩地」へ調査させたが、「是亦国事并時勢ニ関スル旧記」はなかったと報告があった。	細川興貴家記(常陸谷田部)	4175-1092
241	7	井上正順	高岡藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/4	「取調」べたが、「該書類」は「当時秘密ニ関スルモノ共、所持」していない。	井上正順家記(下総高岡)	4175-937
242	7	上杉勝賢	米沢新田藩	外様	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	4/16	「当家」は「元来領地」もなく、「総而本家之任賻ヲ受」けており、「政務」も「別ニ独立施行」していない。だから「当時国事時勢ニ関スル書類」もない。	上杉亨家記(米沢新田)	4175-947
243	7	瀧脇信広	小島藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14				瀧脇正勝家譜(駿河小島)	4175-1434
244	7	大岡忠明	西大平藩	譜代	1万石	子爵	明治25	3/14	明治25	3/18	「別段之書類」はない。	大岡忠敬家譜(三河西大平)	4175-973

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (下)

No.	グループ	当主名	藩名	家格	石高	爵位	命令伝達年月日	回答年月日	回答内容	明治6年5月8日提出命令の家記	
										東京大学史料編纂所の史料名	請求記号
245	7	牧野忠良	三根山藩	譜代	1.1万石	子爵	明治 25 3 14			牧野忠泰家記 (越後三根山)	4175-1148
246	7	本多忠彦	泉藩	譜代	1.8万石	子爵	明治 25 3 14	明治 25 4 5	「取調」べたが「右書類」はない。	本多忠伸家記 (磐城泉)	4175-1102
247	7	柳沢光邦	黒川藩	譜代	1万石	子爵	明治 25 3 14	明治 25 3 18	「現今所蔵書類中」、「関係之文書、一切所持」していない。	柳沢光邦家記 (越後黒川)	4175-1175
248	7	戸田忠行	足利藩	譜代	1.1万石	子爵	明治 25 3 14			戸田忠行家記 (下野足利)	4175-1049
249	7	松平頼安	穴戸藩	家門	1万石	子爵	明治 25 3 14			松平頼位家記 (常陸穴戸)	4175-1134
250	7	中山信実	松岡藩	譜代	3.5万石	男爵	明治 25 3 14			中山信実家記 (常陸松岡)	4175-1076
251	7	平野長祥	田原本藩	譜代	1万石	男爵	明治 25 3 14			平野長祥家記 (大和田原本)	4175-1088
252	7	安藤直行	(紀伊) 田辺藩	譜代	3.88万石	男爵	明治 25 3 14	明治 25 4 4	「弊家」にはない。	安藤直行家記 (紀伊田辺)	4175-912
253	7	竹越正巳	今尾藩	譜代	3.8万石	男爵	明治 25 3 14			竹腰正旧家譜 (美濃今尾)	4175-1028
254	7	山崎治敏	成羽藩	譜代	1.2746万石	男爵	明治 25 3 14			山崎治敏家記 (備中成羽)	4175-1177
255	7	池田徳潤	福本藩	譜代	1.0573万石	男爵	明治 25 3 14			池田徳潤家記 (播磨福本)	4175-926
256	7	本堂親久	志筑藩	譜代	1.011万石	男爵	明治 25 3 14	明治 25 5 27	「右書類」は「別段」ない。「記録物」は全て「旧県」常陸国新治郡志筑村に「預け置」いているので、「当時ノ日記中」には「挿録」してあるかもしれないので「早速調査」して「逋送」を命じた。しかし「錯乱摺雑之甚敷」、紛失したのか「前頭必要ノ年限中、一円」見当たらないと連絡があった。	本堂親久家記 (常陸志筑)	4175-1112
257	8	徳川篤守	清水徳川家	三卿	10万石	伯爵	明治 26 12 19		「右等」の「書類」は「所持」していない。	清水篤守家記 (清水徳川家)	4175-1015
258	8	織田信親	柏原藩	外様	2万石	子爵	明治 26 12 19			織田信親家記 (丹波柏原)	4175-970
259	8	前田利昭	七日市藩	外様	1万石	子爵	明治 26 12 19	明治 26 12 19	「弊家」は「廢藩」の際、「種々留記類散乱」したため「差出兼」ねる。	前田利昭家記 (上野七日市)	4175-1114
260	8	松井康義	棚倉藩 (川越藩)	譜代	8.04万石	子爵	明治 26 12 19	明治 26 12 22	早速「取調」べたが、「従来持伝」の「記録」や「当時ノ文書類」は「安政年間農風ノ災害」で「焼失」した。またその後「転封移住」の際に「紛擾」し、現在「右等ノ文書類」は「所持」していない。	松井康英家記 (武蔵川越)	4175-1151
261	8	松平親信	杵築藩	譜代	3.2万石	子爵	明治 26 12 19			松平親貴家記 (豊後杵築)	4175-1132
262	8	林忠弘	請西藩	譜代	1万石	男爵	明治 27 1 10			林忠弘家記 (上総請西)	4175-1081

①庶務課・内事課「明治12～23年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号531) 明治22年第1号文書、明治23年第2号文書。内事課「明治24年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(同左。識別番号532) 第3号文書、第5号文書、第6号文書。内事課「明治25年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(同左。識別番号533) 第3号文書。内事課「明治26～43年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(同左。識別番号534) 明治26年第3号文書、明治27年第1号文書より作成。

②石高のうち、() は戊辰戦争処分の石高である。

③表中、会津松平家 (No.3) のみは【表①】 No.5と重複記載している。